

2012.5.23 石川一雄さんのメッセージ

不当逮捕49年に至って全国の支援者の皆さんにメッセージをお送りいたします。年頭の挨拶では今年中に「再審」実現の「勝利の年に」と記し、又その積もりで全勢力を傾注し闘って参りましたが、先の10回目の三者協議に於いて、検察は19点の証拠は開示したものの、求めている肝心な証拠は開示せず、然も在るべき筈の「血痕反応検査」の報告書や、犯行現場とされる8ミリフィルムなども「不見当」との回答をくりかえしています。私が無実を訴えたのは、「死刑」判決後、半年位であり、本来なら、その様な重要な証拠は保全してしかるべきなのに、私が東京高裁で「無実」を訴えたことに困って、保管しておくことに危機感を覚え、その時点で「廃棄」処分にして終ったのではないかと思わざるをえません。しかし、2009年の門野裁判長の勧告は、「存在しないならその理由を説明しなさい」と踏み込んで迫ったはずであり、検察側はそれに対していまだ明確な回答をしていません。弁護団は、検察側が提出してきた意見書に反論する専門家の意見書を提出するとのことであり、10月に予定されている

11回目の三者協議を待たなければなりません、それによって今後の展開は来春に持ち越されることも考えられます。(略)

考えて見れば「殺害現場」が特定されないまま「有罪」が認定されていることになり、それらを究明するのが裁判所の職務の筈であります。また、あれ程沢山の無実を示す証拠が提出されているにも関わらず、「事実調べ」しないなど、「狭山事件」は、稀なだけでなく不公平な裁判過程といえるのではないのでしょうか。

「殺害現場」を裏付ける客観的証拠が「ない」ということ自体が私の無実を明らかにしていることを証明していると思われまふ。法廷を開き、事件当日、「犯行現場」の至近距離にいた農作業者をはじめ「証人」尋問をすれば「白、黒」の決着をつけられるのにと裁判所の姿勢に問題を投げかけずにはおれません。私、石川一雄の心は閉ざされたまま50年、半世紀を迎えるのが濃厚な現実と直面し、心に重く感じるのは否定しませんが、これからも「無罪」の二文字を勝ち取るまでは不退転に闘って参る所存です。支援者皆さんには、何時も私を支えて頂いており、感謝しつつも、この第三次再審で決着をつけるためにも更なるご協力が不可欠ですので、なにとぞ何時にも増して後押しをしてくださいますよう、心からお願い申し上げます、不当逮捕49年に当たり、私の決意と皆さん方のご理解の上、一刻も早く潔白の「よき日」を迎えられますようお願い添えを再度お願いして失礼いたします。

2012年5月23日

石川 一雄

狭山差別裁判
再審をかちとろう

部落差別により殺人犯の汚名をきせられたまま、不当逮捕から四十九年。石川一雄さんのメッセージをご紹介します。共に闘い石川さんの無念を晴らそう。